

## 随意契約理由書

案件名：安威川流域下水道 中央水みらいセンター 合流しき洗浄機補修工事

本工事は、安威川流域下水道中央みらいセンターの合流汚水沈砂池に設置されているしき洗浄機の補修工事を行うものです。

本設備は三菱化工機株式会社が製作したものであり、当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものであります。従って、本業務を履行する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）が必要である為、他社では履行できないものであります。

以上のことから、本業務を履行できるのは、三菱化工機株式会社大阪支社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

## 比較見積省略理由

本業務については、特定の者でなければ履行できない為、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。